

り組合旗ヲ押立テテモ、移ラハトセルヲ以テ所轄前橋署ハ之ヲ制止シ海老沢仁三郎外十名ヲ検束
右及申(通)報候也

別記

職工管理案

- 一、毎月収入シタル製材料金ノ内ヨリ左記費用ヲ支拂ヒ其ノ剩餘額ヲ提蓄員ニ分配スレドト
- (1) 勤労料 (2) 修理費 (3) 消耗品費 (4) 地代(千五百拾坪合四百三十五坪三十七坪)
- 、半額式百拾坪同六十五坪)
- 一、一月一人ノ平均収入が十八月三厘ニ付場合ハ其ノ不足額ヲ補給スレドト
- 一、一月一人ノ平均収入が四十円以上ニ付場合ハ其ノ超過額ノ半額ヲ全社收得トスレドト

871
2697

勞務第二六三一第

昭和六年六月二十九日 警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官殿

木材乾燥工業株式會社勞働爭議ニ関スル件(解決)
標記爭議ハ前報後當機軸停課ニ於テ交渉斡旋中、茲六月二十五
日午後六時左記書通、圓滿解決候条及申(通)報候也